

第23回 総会議事録

日 時 令和4年4月13日(水) 13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 1002会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	第3ブロック長
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鍮水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第23回総会（定例）

日 時：令和4年4月13日（水）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 1002会議室

山形市農業委員会

第23回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第107号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第108号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第109号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

議第110号 農用地利用配分計画案について

議第111号 山形農業振興地域整備計画の変更について

議第112号 利用状況調査に係る非農地判断について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和4年5月13日（金）

次回の委員調査について 令和4年5月11日（水）

7 その他

(1) 農地事務担当者について

(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について

8 閉 会

第 2 3 回 総 会 議 事 録

(令和 4 年 4 月 1 3 日 (水) 市庁舎 1 0 階 1 0 0 2 会 議 室)

出席委員 2 4 名
 欠席委員 0 名
 開 会 午後 1 時 1 5 分

事 務 局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数 2 4 名、出席委員数 2 4 名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は農地利用最適化推進委員の第 1 ブロックより後藤英治委員、第 2 ブロックより本沢喜美夫委員、第 3 ブロックより池野伸幸委員、第 4 ブロックより斎藤祐治委員が出席しております。</p> <p>山形市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	(開会) 及び (あいさつ)
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、9 番丸子委員、1 0 番推名委員にお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 0 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は 1 ページ、議第 1 0 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてをお願いします。</p> <p>案件は 2 ページから 3 ページに記載した 7 件となります。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>9 0 号は、令和 4 年 2 月受付をしたものの申請者の都合により今回総会に上程をすることとなった、高瀬地区こも石の畑 5 筆 4 1 a について、新規就農に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査を行っております。</p> <p>9 2 号は、楯山地区千石の田 4 7. 9 a について、同一世帯の妻へ</p>

	<p>部分受贈する案件であります。当該農地は、「仮称 山形北インター産業団地整備の事業予定地」のエリアにあります。令和4年のみ稲作することになります。</p> <p>93号は、榎沢地区西崎の田51.5aについて、同一世帯の妻と子へ部分受贈する案件であります。当該農地は、山形西消防署の南側に位置しており、これまで通り大豆転作を行うことになります。</p> <p>94号は、出羽地区漆山の田19.7aについて、無償受贈です。当該農地の相続を受けた譲渡人が、所有地の整理を希望したため、長年にわたり農地法第3条の許可申請を得て、耕作を行っていた譲受人が取得し、これまでどおり稲作を行います。</p> <p>95号は、滝山地区上桜田の畑2.2aについて、隣接地の買受となる案件です。隣地で野菜栽培（ほうれん草、キャベツ）を行っている譲受人が取得し、一体的に利用するものです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>96号と97号は、出羽地区七浦の田畑5筆33.3aについて、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。委員調査を行っております。</p> <p>以上7件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>はじめに、90号について19番會田委員から報告をお願いします。</p>
<p>會田委員</p>	<p>19番會田です。90号の申請地につきましては、議案書記載のとおりです。新規就農の案件となります。権利の種類は、賃借権の設定で、借受人は■■■■の■■■さん会社員で■■■歳です。定年まで勤めながらになりますが、後継者の■■■歳の■■■さんと共にネギ栽培と野菜を行うとのことでした。ネギ栽培に関しては、近くのネギ栽培農家より指導を受け、頑張っていくとのことでした。農機具についてはトラクター、草刈り機、動噴は親戚が農家ということで、そこからリースするとのことでした。トラックについては、早い段階で購入するとのことでした。自宅から農地までは車で■■■とのことです。賃借期間は10年とのことでした。賃貸借料は10aあたり■■■■円とのことでした。なお、この土地は、以前にも新規就農で賃貸借契約が結ばれたものですが、新規就農者がお亡くなりになり、そのままの状態になっていたもので、この度新たに新規就農者が借り受けるものです。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に96号と97号について一括して17番工藤委員より報告をお願いします。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>17番工藤です。96号と97号につきまして、一括で報告させていただきます。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。経営拡張の案件で、所有権の移転となります。</p>

	<p>譲受人は[]、[]さん[]歳となります。実家が[]で、そこで啓翁桜を栽培しているとのことです。このたび経営を拡張するために売買にて取得し、父が盆栽園芸の会社を営んでいるため、購入した農地では、啓翁桜と鉢植えの花木を育てていきたいとの事です。出荷に関しては、個別出荷とのことです。金額については、96号は10aあたり[]円と[]円。97号は10aあたり[]円とのことです。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。</p>
草 薊 委 員	<p>8番草薊です。90号に関しまして、以前の賃貸借契約はどうなったのか、お聞きしたい。</p>
鍵 水 委 員	<p>11番鍵水です。前回は今回も私がお声がけさせていただきましたので、調査委員に代わりお答えいたします。前回の賃貸借契約は合意解約とさせていただいております。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。 議第107号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第107号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議第108号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は4ページ、議第108号農地法第5条の規定による許可申請についてをお願いします。 案件は5ページの5件で、位置図は6ページからになります。 6ページをご覧ください。90号の申請地は、[]の[]、[]程に位置する高瀬地区下東山の畑166㎡であります。転用目的は、物置小屋の設置です。大門川の改修工事に伴い、取壊すこととなった代替えとして、当該農地を譲り受け、新たに設置するものです。2種農地と判断しております。 次に7ページをご覧ください。92号の申請地は、[]の[]程に位置する大郷地区今塚の畑</p>

議長	<p>67㎡であります。転用目的は、駐車場の設置です。隣接地に居住する譲受人が、自宅敷地を拡張し、既存敷地と合わせて5台分の駐車場として利用するものです。集落に接続する1種農地と判断しております。</p>
會田委員	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 93号について19番會田委員から報告をお願いします。</p> <p>19番會田です。93号について、申請人は■■■■さん、■■■■さんです。権利は使用貸借権の設定。転用目的は、農家住宅になります。以前の住宅が火災で燃えてしまい。現在共同住宅に住んでいるが、以前の住宅があったところには、建てたくないとのことで、今回の申請地に建てるものであります。申請場所は議案書の8ページをご覧ください。汚水は近くまで下水が来ていますが、一軒だけなので、下水につなげるとお金がかかるとのことで、生活雑排水と共に浄化槽で処理。雨水は地下浸透。開発許可は農家住宅のためなしです。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、94号について17番工藤委員から報告をお願いします。</p>
工藤委員	<p>17番工藤です。申請人は、■■■■さんで、転用目的は資材置場。権利設定は賃借権の設定になります。現在、■■■■に資材置場があるのですが、そこが手狭になってきたため、場所を探していたところ、申請地の地主と周辺の方々から理解を得られたため、今回の借り受けることになったとのことです。申請地につきましては議案書9ページをご覧ください。現在は自己保全管理されている農地となります。土地改良事業は未施行でありまして、住宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。被害防除対策として、汚水・生活雑排水はなし、雨水は地下浸透となります。開放型事業届出は提出済とのことです。住宅が近く小さなお子さんもいらっしゃるようなので、危険な場所には入れないようにすることも必要ではないかと指摘いたしました。賃借料は年額■■■■円。施工工事は鉄板敷に■■■■円ほど掛かるとのことです。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、95号について19番會田委員から報告をお願いします。</p>
會田委員	<p>19番會田です。申請人は、■■■■さん不動産と■■■■さん不動産です。転用目的は建売分譲住宅で。3棟建築するとのことです。申請地は議案書10ページをご覧ください。■■■■から■■■■以内の住宅地</p>

議 長	9号について17番工藤委員より報告を求めます。
工藤委員	<p>17番工藤です。申請人は[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんであります。それぞれ実家の農地を相続したわけですが、実家の農業を継ぐことは困難とのことで、今回の申請となりました。申請地は議案書13ページをご覧ください。実家、現在は空き家となっておりますが、北側の三角地と南側の敷地内農地となります。三角地には花木とアケビの蔓がある状態です。南側は何も植えられておらず、更地となっております。令和3年11月に実家と農地を相続したが、3名とも他に世帯を持っており、実家を引き継ぐのは困難であるとのことから、実家の売却を希望されており、農地も一緒に手放したいとの意向であります。このまま耕作者がいないということになりますと遊休化する恐れもあり、また、住宅敷地内の農地のため、30aに満たない小規模農家が購入しても周辺の農地には影響を及ぼすことはないと考えられます。購入予定者もいらっしゃいましたが、現在サクランボと家庭菜園を営んでいるとのことで、購入後は野菜等を植えて活用していきたいとのことでした。以上、調査の結果、指定することが妥当であると判断いたしました。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。無いようですのでお諮りします。議第109号について、指定することに異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>全員異議なしと認め、第109農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等について、指定することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議第110号農用地利用配分計画について、上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は14ページ、議第110号農用地利用配分計画案についてをお願いします。 案件は、15ページから18ページまでの18件で、いわゆる農地中間管理事業の受け手側が変更となる内容であります。 この度は、45名の貸付者が所有する59筆15.4haについて、現在、借受けている9経営体から8経営体へ変更する計画となります。 なお、本日の審議を経て、5月下旬に県からの認可と公告が行われ、新たな受け手とやまがた農業支援センターとの契約が成立なる</p>

	<p>予定です。以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
推 名 委 員	<p>20番推名です。運営委員会でも出たが、16ページ2段目の堀井さんの計画は間違いではないのか。</p>
事 務 局	<p>内容的は間違いがなく、本人経営縮小することを確認しております。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 無いようですのでお諮りします。議第110号について、適当であると認めることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、第110号農用地利用分配計画案について、適当であるとの意見とすることに決します。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議第111号山形農業振興地域整備計画の変更について、を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は19ページ、議第111号山形農業振興地域整備計画の変更についてをお願いします。 計画内容は、20ページの3件となります。 はじめに、21ページをご覧ください。 1号案件は、大曾根地区上反田の田825㎡を農用地から除外するものです。 老朽化した住宅の建替えが必要になった計画者が、住み慣れた地域内の当該農地を選定し、農家住宅を建築するものです。なお、除外後は1種農地となり得ると考えております。 次に22ページをご覧ください。 2号案件は、千歳地区栄原の畑295㎡を除外するものです。 子育て等の支援を受けるため実家近くに住宅建築したいと考えた計画者が、両親が住む地域近郊の当該農地を選定し、農家分家住宅を建築するものです。なお、除外後は2種農地となり得ると考えております。 次に23ページをご覧ください。 3号案件は、大曾根地区上反田の宅地1,387㎡を農用地から除外するものです。 老朽化した住宅の建替えが必要になった計画者が、農業用施設として利用していた当該農地に、選果作業場を併用した農家住宅を建築するものです。なお、農地転用は平成6年に完了しており、登記</p>

議	長	<p>地目は宅地となっています。 以上の3件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですのでお諮りします。議第110号について、適当であると認めることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>全員異議なしと認め、議第111号山形農業振興地域整備計画の変更について、適当であるとの意見とすることに決めます。</p>
議	長	<p>次に進みます。 議第112号利用状況調査に係る非農地判断について、を上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>議案書は24ページ、議第112号利用状況調査に係る非農地判断についてをお願いします。 25ページをご覧ください。 南山形地区谷柏元下谷柏の畑7筆4,214㎡について、再生利用が困難な荒廃農地いわゆるB分類につきまして、非農地判断の適否を頂くものです。 なお、当該農地については、経営移譲年金、相続税・贈与税の納税猶予に該当しておらず、土地改良区受益地や、多面的機能支払交付金などの補助対象地になっていないことを確認しております。 また、「非農地判断に関する確認書」により対象農地の所有者から非農地判断についての同意を得ております。 また、参考資料として対象農地の現場写真をお配りしておりますので、ご参照ください。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、農地の状況を皆様から確認いただくため、現地調査を行った8番草刈委員から説明をお願いします。</p>
草刈委員		<p>8番草刈です。今回の申請については7筆ですが、現地確認したところ現場写真にあるとおり、山林の様相を呈しており、農地に復元は困難であると確認いたしました。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
工藤委員		<p>17番工藤です。今回の非農地に関しまして山林ということですが、後継者がいなかったとか、場所が悪かったとか、農道の整備がなかったとか、原因としては何があるのでしょうか。</p>

草 苧 委 員	8番草苧です。この場所は水利もなく、まずは立地条件が悪かったと言えます。キチンと整備されたところでもないため、時勢として耕作ならなくなったところであると感じました。耕作も当時は自家用として作っていたもので、次第に自家用としても必要なくなっていたのでしょう。
議 長	他にありませんか。
佐 藤 委 員	18番佐藤です。航空写真をみると周りも山林化しているようですが、この部分にも農地が残っているのでしょうか。
草 苧 委 員	8番草苧です。今回の他にもあと4筆あったんですが、地権者の同意が得られなかったものもあるため、農地として残っているものもあります。
議 長	他にございますか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議第112号について、非農地とすることに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第112号利用状況調査に係る非農地判断について、非農地とすることに決めます。
議 長	これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	農地法に係る報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書26ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について内容は27ページから32ページまでの19件です。 議案書33ページをお願いします。 農地法第4条届出書の受理について内容は34ページの4件です。 議案書35ページをお願いします。 農地法第5条届出書の受理について内容は36ページから37ページの10件です。 議案書38ページをお願いします。 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について内容は39ページから40ページの23件です。 議案書41ページをお願いします。 農地改良届出書の受理について

	<p>内容は42ページの1件です。 議案書43ページをお願いします。 農地法第5条の規定による許可については 内容は44ページから45までの7件について許可証を交付しております。 最後に議案書46ページ、山形市農業委員会農地事務取扱要領の改正について_をお願いします。 47ページをご覧ください。 改正前の第4（農地法第3条第2項第1号の判断基準）について（2）イの下線部「世帯員」を「世帯員等」に訂正するとともにエの規定を削除いたしました。 48ページをご覧ください。 改正前の第10（農地の再移動）について、全文を削除し、第11から第19を1ずつ繰り上げるものです。 なお、山形市農業委員会農地事務取扱要領を見直す場合は、運営委員会において、「議事」とするか「報告事項」とするか協議、決定した上で、総会に付すこととし、当該案件は総会において議論の余地がないものと認められ「報告事項」とすべき_と判断されたものです。 報告事項は以上でございます。</p>
議 長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>次回の定例総会は、令和4年5月13日 金曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、5月11日 水曜日の予定です。 調査委員は、「20番 推名委員」「21番 森田委員」にお願いしたいと思っております。件数が多い場合などは次の方にもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、7のその他について事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>(1) 農地事務担当者について (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について</p> <p>資料に基づき説明する。</p>
議 長	他に皆さんからありませんか
鍵 水 委 員	11番鍵水です。総会開催通知が送付されてくるのが遅いと思っております、昨日やっと届いた状況です。規約的にはどうなっているのか。
事 務 局	総会開催の告示については総会の開催3日前までに行うことになっています。なお、議案書の送付については令和2年度より運営委

		員会開催の翌日に送付することさせていただいておりますが、郵便局の配達が生・日に行われなくなり、議案書や開催通知の到着が総会直前になる方もおられますので、送付の仕方を検討させていただきます。
議	長	他にありませんか。
事	務	局
		さきほど17番工藤委員から質問のあった開放型事業敷地の緑地化の取扱いについては、所管する環境課で緑地化指導の面積基準を持っており、農地法第5条許可申請の94号案件については、緑地化の指導は行っていないことを確認しましたので、ご報告します。
議	長	他にありませんか。 何もなければ、これで第23回総会を終了します。ご苦労様でした。 (閉会午後2時30分)

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員